

令和7年 住みよい山口 いつも心に 交通安全



交通安全シンボルマーク

# 夏の交通安全県民運動

実施期間 令和7年7月11日(金)～20日(日) 10日間

## 運動の重点

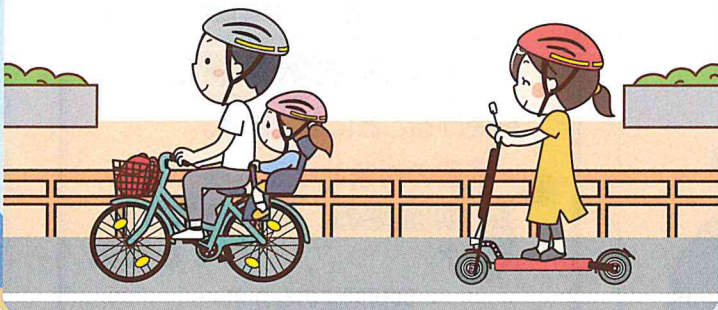
歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進



こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進



県下統一行動日

7月11日(金)「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」を呼びかける日

7月14日(月)「こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」を呼びかける日

7月16日(水)「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」を呼びかける日

7月18日(金)「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日

主催:交通安全山口県対策協議会

問合せ先

事務局 環境生活部県民生活課

TEL 083-933-2619

# 夏を無事故・無違反で過ごそう!



## 横断歩道は歩行者優先

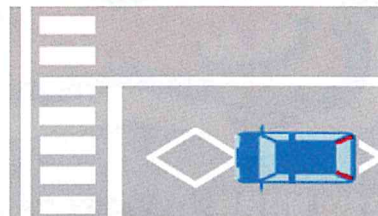
### 横断歩道手前で減速!

横断しようとする歩行者がいないことが明らかの場合を除いて、横断歩道に接近する際は、減速しなければなりません。

### 歩行者がいたら一時停止!

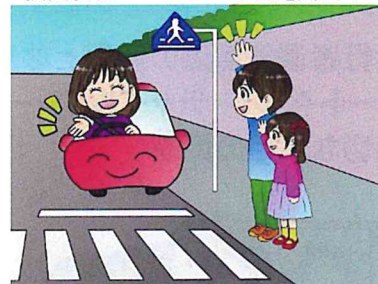
横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず横断歩道の手前で停止し、歩行者の横断を妨げないようにしなければなりません。

歩行者の方は、手を上げるなど横断する意思をドライバーにアピールしましょう。



ダイヤモンドマークは前方に横断歩道等があることを示しています。

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中!

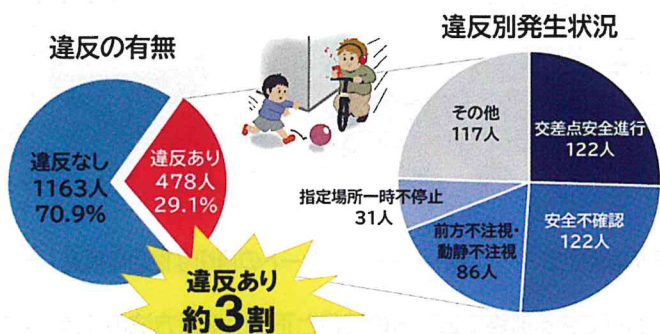


## 自転車の交通ルール 守っていますか?



自転車に関する交通事故の約3割に、自転車側の交通違反があります。自転車利用時は交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

### 自転車の交通事故 違反別死傷者数 (R2~R6)【県内】



違反あり  
約3割

ヘルメットの着用も忘れずに!

自転車利用者が  
**危険行為**を繰り返すと...  
3年以内に2回以上

### 自転車運転者講習

を受けることになります。

講習の対象となる危険行為



飲酒運転、ながらスマホ  
等16行為

～ 講習制度のながれ ～

危険行為  
を反復

受講命令

講習の  
受講  
○ 3時間  
○ 6,150円

■ 受講命令違反...5万円以下の罰金

交通安全に努め、交通事故を起こさず、交通事故に巻き込まれず、  
楽しい夏の思い出をたくさん作りましょう!

山口県警察



令和8年  
5月23日  
までに施行

# 自転車の違反に反則金！

16歳以上の人を対象です。運転免許の有無は関係ありません！

- 自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(反則金制度)が導入され、**規定の違反行為(反則行為)**に対し、**交通反則切符(青切符)**による取締りが行われます。**16歳以上の人**が対象です。

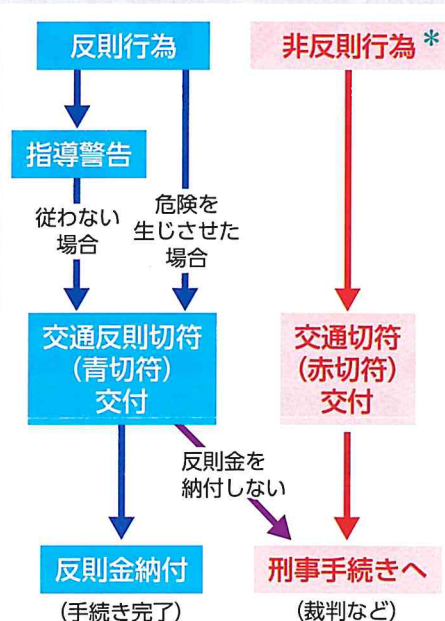
※詳細は後日、道路交通法施行令等で定められます。

- ◆交通反則通告制度(反則金制度)とは…比較的軽微な交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。自動車や原動機付自転車(電動キックボード等を含む)の違反に適用されています。

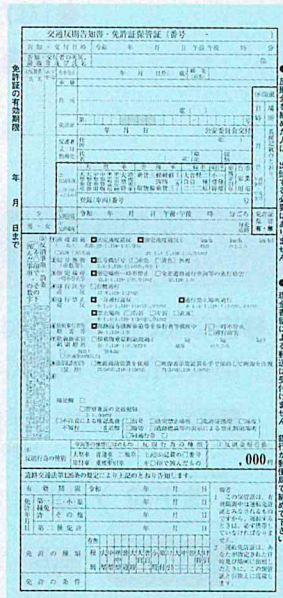
## 対象となる違反行為は115種類程度…

- ★青切符の対象となる違反行為(反則行為)は**信号無視や指定場所一時不停止等、通行区分違反**など115種類程度で、実際の取締りでは、警察官の指導警告に従わずに違反行為を続けたり、歩行者や他車に危険を生じさせたりするなど**悪質・危険な場合に青切符が交付される**見込みです。
- ★**酒酔い運転や酒気帯び運転、スマートフォンなどの使用で交通の危険を生じさせた場合**など20数種類の違反行為(非反則行為\*)には、刑事手続きに入る**交通切符(赤切符)**が交付されます。

### ■自転車の交通違反取締りの流れ(改正後)



【参考】現行の交通反則切符(青切符)



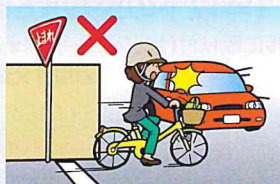
## 反則金額は原付と同程度の見込み…

### ■主な反則行為と反則金額(見込み)

|                                                       |          |
|-------------------------------------------------------|----------|
| 指定場所一時不停止等<br>通行禁止違反(一方通行の逆走など)<br>公安委員会遵守事項違反(傘差しなど) | 5,000 円  |
| 信号無視(赤色等)<br>通行区分違反(右側通行など)                           | 6,000 円  |
| 遮断路切入り                                                | 7,000 円  |
| 携帯電話使用等(スマートフォンなどを手に持って使用)                            | 12,000 円 |
| * 歩道徐行等義務違反                                           | 3,000 円  |

※上記の金額は原動機付自転車(一般、特定小型)の反則金。

※「歩道徐行等義務違反」については特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の反則金。



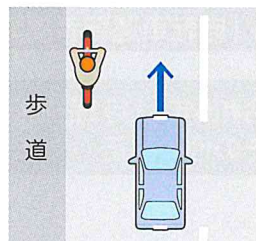
## 自転車追抜き時の安全を確保するための規定が設けられます

自動車等(自動車、一般原動機付自転車)が自転車等(自転車、特定小型原動機付自転車など)を追抜く際に十分な間隔がないとき…

- 自動車等は…間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。  
罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

- 自転車等は…できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。  
罰則：5万円以下の罰金

※令和7年6月1日に施行される道路交通法一部改正により、「懲役」「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されます。



令和8年5月23日までに  
施行されるその他の改正

- 普通仮免許と準中型仮免許の取得年齢が「18歳以上」から「17歳6か月以上」に引き下げられます。  
※普通免許・準中型免許の取得年齢は引き続き「18歳以上」です。

令和6年5月24日公布 道路交通法一部改正

# 自転車のながら運転、 酒気帯び運転は 厳罰です!

令和6年11月1日施行



## 「ながら運転」の罰則が強化!

- 自転車の「ながら運転」(運転中のスマートフォンなどの使用)は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正により新たに**罰則規定が設けられ、厳罰化**されました。

**改正前** 罰則：5万円以下の罰金(都道府県公安委員会規則)

**改正後**

- スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合

※その他の無線通話装置(トランシーバーなど)を使用した場合を含みます。

- スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

※タブレット端末や携帯型ゲーム機などの画面を見続けた場合を含みます。

**罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金(新設)**

- 「ながら運転」をして交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合

**罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金(新設)**

※ハンドルに取り付けたスマートフォンで地図アプリや動画などを見続けることは禁止行為ですが、罰則の適用は交通の危険を生じさせた場合に限りです。



## 「酒気帯び運転」にも罰則が適用!

- 自転車の飲酒運転は、従来、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により**「酒気帯び運転」にも罰則が適用**されます。

■酒気帯び運転とは…呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

**改正前** 罰則：なし

**改正後** 罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金(新設)

- ◆自転車を提供した人や酒類を提供した人、同乗した人も罰則の対象です。

※罰則：自転車の提供者…3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
酒類の提供者・同乗者…2年以下の懲役または30万円以下の罰金



**【参考】**

「酒酔い運転」の罰則

5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金  
(変更なし)

「自転車運転者講習」の受講対象となる「危険行為」に、「ながら運転」と「酒気帯び運転」が追加されました。

令和6年11月1日施行  
その他の改正

- いわゆる「モペット」と呼ばれるペダル付きの原動機付自転車等について、ペダルのみを用いて走行させる場合も、「自転車」ではなく「原動機付自転車等」の運転に該当することを明記しました。

# 山口市・山口市交通安全対策協議会

令和7年

# 夏の交通安全県民運動 実施要綱

実施期間 7月11日(金)～20日(日)



交通安全シンボルマーク

## 運動の目的

夏季は、暑さによる注意力の減退、夏休みに入ってからの子どもの解放感に加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等から、交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止を図るものです。

## 運動の重点及び県下の統一行動日

| 重 点                                                    | 統一行動日    |
|--------------------------------------------------------|----------|
| 「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」を呼びかける日 | 7月11日(金) |
| 「子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」を呼びかける日     | 7月14日(月) |
| 「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」を呼びかける日        | 7月16日(水) |
| 「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日               | 7月18日(金) |

## 運動の進め方

- 運動の実施機関・団体は相互に連携を図り、地域と組織の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、家庭、学校、職場及び地域が一体となった活動を推進する。
- この運動が県民総参加の運動となるように、新聞、テレビ、ラジオ等を始め、各種広報媒体を活用し、効果的な普及啓発活動を展開する。

山口県交通安全スローガン

住みよい山口 いつも心に 交通安全

主催:交通安全山口県対策協議会

## 実施事項

| 区 分                                           | 運 転 者                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 地域・家庭                                                                                                                                                                                                                                                                    | 学校・職場                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもを始めとする歩行者の特性の理解</li> <li>●歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底</li> <li>●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進</li> </ul>                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもの保護者に対する交通安全啓発・教育の推進</li> <li>●体験型講習会等の開催と参加勧奨</li> <li>●反射材用品、LED ライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用</li> </ul>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成</li> <li>●通学路等の点検と危険箇所での安全指導</li> <li>●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進</li> </ul>                                                                                                                |
| 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●横断歩道では歩行者優先が運転者の義務であることの再認識</li> <li>●交差点等における一時停止、安全確認の徹底</li> <li>●ハイビームとロービームのこまめな切り替えの励行</li> <li>●運転中の「スマートフォン」等の使用禁止</li> <li>●妨害運転の禁止とドライブレコーダーの利用</li> <li>●二日酔い運転の禁止</li> <li>●同乗者へのシートベルト等の着用指導</li> <li>●こどもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転の推進</li> <li>●妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない環境づくりの促進</li> <li>●飲酒の機会における適切な交通手段の選択</li> <li>●「飲んだら乗らない乗るなら飲まない飲ませない」の徹底</li> <li>●飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進</li> <li>●こどもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●横断歩行者は手上げ横断の合図を行うなど、横断意思を示す行動の実践</li> <li>●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない職場づくりの促進</li> <li>●ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>●朝礼、社内放送等による広報啓発活動の実施</li> <li>●妨害運転（あおり運転）等の危険性の周知</li> <li>●ドライブレコーダーの利用促進</li> <li>●運転中の「スマートフォン」等の使用の危険性の周知</li> </ul> |
| 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘルメット着用の徹底</li> <li>●交通ルールやマナーの正しい理解と実践</li> <li>●交差点等における一時停止、安全確認の徹底</li> <li>●自転車安全利用五則の実践</li> <li>●自転車損害賠償責任保険等への加入</li> </ul>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底</li> <li>●自転車安全利用五則の周知</li> <li>●自転車損害賠償責任保険等への加入促進</li> <li>●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践</li> </ul>                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底</li> <li>●交通ルールやマナーの指導の徹底</li> <li>●自転車安全利用五則の周知</li> <li>●自転車損害賠償責任保険等への加入促進</li> <li>●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践</li> </ul>                                                                                   |
| 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進（県重点）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転の推進</li> <li>●高齢者の特性の理解</li> <li>●サポカーの利用促進</li> </ul>                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「運転卒業証」制度の周知</li> <li>●家庭での免許証の自主返納等の話し合い</li> <li>●高齢ドライバー対象の講習会等への参加勧奨</li> </ul>                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種会議・講習会等を通じた広報啓発活動の推進</li> <li>●高齢歩行者に対する「声かけ」の励行</li> <li>●交通安全学習館の利用促進</li> </ul>                                                                                                                                                     |

### 機関・団体

- 統一行動日を中心として、街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開
- 傘下の事業所等における薄暮時一斉早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践
- 広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底
- 県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、ポスター、チラシ等による広報・啓発活動の実施
- 道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置の活用による広報の実施
- 交通安全学習館での体験学習の奨励